

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ 一

### 訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

二

## 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十二号の二

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第六十一条第二項中「第七十二条の四十九の十二第三項」を「第七十二条の四十九の

十六第三項」に改める。

第六十八条第一項中「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十

二第二項」に改める。

第七十七号の二様式中「第53条第37項」を「第53条第36項」に、「第72条24の10第4

項」を「第72条の24の10第4項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十一条及び第六十八条の改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

号外 (一) 平成二十三年十二月二日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

総務部  
出納事務局  
各県税事務所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

第一条 岐阜県税事務処理規程(昭和六十年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第三十九項から第四十二項」を「第三十八項から第四十一項」に改める。

第七十七条の四中「法施行規則第一条の八」を「法第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十七条の七第二項中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第七十七条の十一中「法施行規則第一条の八」を「法第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十七条の十四第二項中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第七十七条の十八中「法施行規則第一条の八」を「法第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十七条の二十一第二項中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第八十五条第二項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第四十七項」に改める。

第九十三条第二項中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

改め、同条第三項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第三十八項」に改める。  
第九十五条第一項第一号中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十六項」に改め、同条第三項中「第七十二条の四十九第十一項」を「第七十二条の四十九第十二項」に改める。  
第九十九条第二項、第一百零六条第二項、第一百二十五条の十四第二項、第一百五十四条第二項及び第九十六条第二項中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。  
別記第八十九号様式中「第53条第45項(第46項・第47項)」を「第53条第41項(第45項・第46項)」に改める。  
第二条 岐阜県税事務処理規程の一部を次のように改正する。  
第九十五条第三項中「第七十二条の四十九第十二項」を「第七十二条の四十八の第十二項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年十二月二日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年二月二日から施行する。

平成二十三年十二月二日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ一 一 ブイ・アール・テクノセンター